

役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人龍門福祉会

(目的及び意義)

第1条 この規程は社会福祉法人龍門福祉会（以下「法人」という）の定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員及び第三者委員の費用弁償についても本規程を適用する。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員については、年額600万円を上限として、理事会の決議により報酬を支給することができる。ただし職員兼務により職員給与を支給する場合は、役員報酬を支給しない。

- 2 非常勤理事及び評議員等は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員が理事会、評議員が評議員会、監事が監事監査、その他法人が必要と認めた会議出席や法人業務執行のために出席を必要とした場合、公共交通機関や有料道路通行料についてのみ、その証票に基づき実費費用を弁償するものとする。
- 3 役員及び評議員等が法人が必要と認めた研修会等へ出張する場合、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支払方法)

第5条 報酬及び費用弁償は、原則として支給事由発生当日に現金で支払い、証票へ受領印を受ける。ただしやむを得ない理由により後日払いとなる場合は、支給事由発生日の属する年度内に支払うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。